

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（非上場新株予約権等の要件）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～9（略）</p> <p>10（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>イ～ニ（略）</p> <p><u>ホ 日本証券業協会の定める私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則第2条第4号に規定する非上場認可PTS銘柄又は同条第12号に規定する登録PTS銘柄の発行者が発行するもの</u></p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>（発行者による総株主通知請求の方法）</p> <p>第195条（略）</p> <p>2 振替株式の発行者は、その事業年度が<u>3</u>か月を超える場合において、当該事業年度の期間を3か月ごとに区分した各期間（以下「四半期会計期間」という。）の末日を株主確定日とする総株主通知請求を、当該四半期会計期間の末日（規程第144条各号に該当する日を除く。）が到来する都度行おうとするときは、あらかじめ、その旨、株主確定日とする四半期会計期間の末日、総株主通知請求を行う理由その他の機構が定める事項を機構に対して届け出ることにより、株主確定日ごとの総株主通知請求に代えることができる。</p> <p>3 <u>前項の届出は、特段の事情がある場合を除き、その届出を行った日</u></p>	<p>（非上場新株予約権等の要件）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～9（略）</p> <p>10（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>（発行者による総株主通知請求の方法）</p> <p>第195条（略）</p> <p>2 振替株式の発行者は、その事業年度が<u>6</u>か月を超える場合において、当該事業年度の期間を3か月ごとに区分した各期間（以下「四半期会計期間」という。）の末日を株主確定日とする総株主通知請求を、当該四半期会計期間の末日（規程第144条各号に該当する日を除く。）が到来する都度行おうとするときは、あらかじめ、その旨、株主確定日とする四半期会計期間の末日、総株主通知請求を行う理由その他の機構が定める事項を機構に対して届け出ることにより、株主確定日ごとの総株主通知請求に代えることができる。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、前項に規定する届出は、事業年度の開</u></p>

から1年間は当該届出を行うことはできない。

始の日前（取扱開始日の属する事業年度にあつては、当該取扱開始日  
まで）に行わなければならない。

## 2. 附 則

この改正規定は、令和7年9月29日から施行する。

以 上